

(ロ) 電氣工ハ濶シテ電線工ニシテ社人等ニ入ルコト
 (ハ) 同業諸業ナル工ハ全業諸業ニ付テハ諸業ノ一トシテ
 求索ナリ

之ノ回答ニ受テタル電氣工ニ於テハ電線工ノ結果法ニ依リ
 ナルコトニシテハ既述ノ如クナリ
 十二月ノ要索津直ハ既述ノ如クニ職者ニ以テ同業諸業
 十一月事業主本職三ハ昔而シテ職者同業諸業ニ依リ
 職者ノ結ニ以テ會員等限ニ申付タル
 之ノ回答ニ工組主モリ職者ハ之ニ上級手ハ二十日ノ會員ハ蘇
 答ナリ

- (ロ) 工資ノ問題又電氣費正ノ問題ハ各別ノ上三十日付二回同
- (ハ) 大西ノ退離ハ端機容認ノ職者
- (ニ) 津直ニ申出タルハ本費ニ據シテ職者ノ
- (四) 非常ノ電氣費出ニ支出ナレバナキコト

財團法人協同會大阪支所

(ハ) 組合員ハ據金シテ爭議職工及家族ヲ救済應援シ爭議ヲ有利
 ナラシムル事

(ニ) 友禪工組合員四十名ヲ委員ニ選出シ檢束者及其ノ家族ノ慰
 問ニ當ルコト

◎ 調停者出馬

大阪市東淀川區三國町料理店かたいや事申中川富三郎(檢客)
 ハ爭議當時ヨリ調停ノ目的ヲ以テ勞資間ノ意嚮ヲ聴取シツツア
 ルモ資本家側ガ強硬ナル意見ヲ有スルヲ以テ其ノ時期ヲ窺ヒ居
 座リ

一月廿六、七日ノ兩日九十一名檢束サレタルガ(被上)當時現
 場ニ出張ノ吉村、勝山兩檢事取調ベノ結果二月一日迄ニ左記十
 一名ニ對シ暴力行爲取締法ニ依リ拘留狀ヲ執行サレタリ其他ハ
 放還サレタリ